

広島県告示第九百六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
赤坂 佳折	竹原市		竹原市吉名町字吉原三二〇 一番一ほか一〇筆	四、二九一
小中 将史	広島市		竹原市高崎町字中浦二四一 七番八〇ほか一六筆	一〇、三四四
農事組合法人むろだに	三次市		三次市布野町横谷字中郷九 五四番一ほか一二筆	一八、六九六
株式会社なちゅび 。株式会社モスファーム すずなり	三次市 静岡県磐田市		三次市吉舎町海田原字田尻 八八三番二ほか一〇筆	二、六三八
農事組合法人ファーム 小山	安芸高田市		安芸高田市高宮町羽佐竹字 原山一一九三四番ほか一二 筆	一八、二二八・ 七九
			安芸高田市吉田町小山字大 坪一七八番三ほか二筆	五、八〇二

二 認可年月日

令和元年十二月二十五日